

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月22日
【会社名】	株式会社クリーム
【英訳名】	CREEMA LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 丸林 耕太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 コーポレートディビジョンGM 伊藤 彩紀
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長丸林耕太郎及び執行役員コーポレートディビジョンGM伊藤彩紀は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年2月28日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。選定した業務プロセスについては、当該業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点の整備及び運用状況を確認することにより、内部統制の有効性を判断しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、各部門における不正リスクの状況を全社的に把握するとともに、財務報告に対する量的及び質的重要性並びにその発生可能性を踏まえて決定しております。

具体的には、重要な事業拠点におけるプロセスを基礎としつつ、虚偽表示が発生する可能性等を考慮し、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼすものを選定しております。

重要な事業拠点の選定にあたっては、売上高が経営者及び財務諸表利用者が重視する主要な業績指標であり、事業拠点の重要性を適切に示す指標であると判断したことから、これを選定指標として用いております。具体的には、各事業拠点の前連結会計年度における売上高を基に、連結売上高の95%を一定割合として設定し、当該割合に達するまでの事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しております。当該割合は、当社が重要な事業拠点を包括的に捉えることができる水準であると判断しており、その結果、当該割合を満たす事業拠点は当社のみとなっております。

当該拠点における評価対象プロセスの選定にあたっては、財務報告に与える影響の重要性を踏まえて量的重要性の基準金額を設定した上で、当該基準に該当する勘定科目を抽出しております。また、非定型業務により発生するもの、期末又は特定時期に集中する取引に関するもの、見積りや予測を伴うもの、プロセスが複雑なものについては、虚偽表示が発生する可能性を踏まえ、質的重要性が高い勘定科目として評価しております。これらの量的重要性及び質的重要性を総合的に勘案して重要な勘定科目を識別した結果、当社の主要な事業であるクリエイターと購入者間の取引に係る売上高、売掛金及び預り金等を含む重要な勘定科目が抽出されており、当該勘定科目に関連する「販売プロセス」及び「購買プロセス」等の業務プロセスを評価対象としております。

また、決算・財務報告の信頼性の観点から、同様に量的重要性及び質的重要性を総合的に勘案し、将来の見込みに関する判断を伴うソフトウェア及び繰延税金資産等の重要な勘定科目を識別しております。これを踏まえて「固定資産評価プロセス」及び「税効果会計プロセス」等の決算・財務報告に係るプロセスも評価対象としております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。